平成２５年（フ）第１９４５号
神奈川県高座郡寒川町岡田1044番地９　ドゥエルオークマス203号
債務者　青木　優佳
1　決定年月日時　平成25年11月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月14日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月15日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１４１号
滋賀県東近江市野口町72番地
債務者　谷本　誠治
1　決定年月日時　平成25年11月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月14日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月20日午後３時
大津地方裁判所彦根支部

平成２５年（フ）第５７５号
岡山市南区豊成３丁目10番29号
債務者　国本　正人
1　決定年月日時　平成25年11月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月14日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月30日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１６６号
沖縄県沖縄市松本６丁目12番24号　２階
債務者　幸地　高子（旧姓佐渡山）
1　決定年月日時　平成25年11月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月14日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月15日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

破産手続終結

平成２５年（フ）第１４７号
静岡市駿河区下島228番地の２
破産者　株式会社静一
1　決定年月日　平成25年11月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第２４７号
静岡県浜松市西区舘山寺町1408番地の３
破産者　有限会社美和特殊建設
1　決定年月日　平成25年11月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２４年（フ）第２４９６号
名古屋市南区加福町１丁目７番地
破産者　有限会社丸正物流
1　決定年月日　平成25年11月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第３４６号
名古屋市中村区松原町３丁目10番地の２
破産者　山科屋製菓株式会社
1　決定年月日　平成25年11月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１２号
三重県鳥羽市菅島町211番地、住民票上の住所三重県鳥羽市桃取町451番地７
破産者　清水　敏也
1　決定年月日　平成25年11月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２５年（フ）第３１８号
広島市安佐北区安佐町大字久地1200番地15
破産者　有限会社三好産業
1　決定年月日　平成25年11月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１２８号
秋田県男鹿市北浦湯本字草木原86番地
破産者　株式会社白龍閣
1　決定年月日　平成25年11月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２０年（フ）第６４９号
川崎市川崎区京町２丁目24番６―705号、破産手続開始決定時の住所横浜市都筑区早渕３丁目34番49号
破産者　沖　　靖博
1　決定年月日　平成25年11月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２６７０号
横浜市南区榎町２丁目74番地２
破産者　株式会社池田屋
1　決定年月日　平成25年11月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第４２号
富山県高岡市能町1072番地
破産者　有限会社日英
1　決定年月日　平成25年11月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
富山地方裁判所高岡支部

平成２４年（フ）第１２９号
静岡県富士市永田町１丁目92番地
破産者　富士和建設株式会社
1　決定年月日　平成25年11月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
静岡地方裁判所富士支部

平成２５年（フ）第１１号
石川県鳳珠郡能登町字松波10字106番地
破産者　有限会社内浦印刷
1　決定年月日　平成25年11月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
金沢地方裁判所輪島支部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２５年（フ）第１４６号
東京都町田市成瀬2157番地26
破産者　池田　弘明
1　決定年月日　平成25年11月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２５年（フ）第２７２号
静岡県浜松市西区伊左地町2091番地の93
破産者　是賀　正喜
1　決定年月日　平成25年11月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係